

令和3年4月会議
第10回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和3年4月27日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番 森山謙治

議席番号9番 鈴木洋一

議席番号2番 比留川スミ江

議席番号11番 橋川利一

議席番号3番 笠間保一

議席番号12番 加藤栄三

議席番号4番 細谷則子

議席番号13番 新倉賢一

議席番号5番 見上智

議席番号14番 古塩貞夫

議席番号6番 多田平雄

議席番号7番 山崎弘子

議席番号8番 比留川晴雄

欠席委員

議席番号10番 栗原良晴

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄

第3地区担当 志澤輝彦

第2地区担当 内藤昭宏

傍聴人 0名

提出した議案

議案第12号 法第3条の規定による許可申請事案

議案第13号 法第5条の規定による許可申請事案

議案第14号 農用地利用集積計画決定事案

議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案

報告第4号 専決処分等について

議決事件及賛否の数

別紙記載のとおり

議 事 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

9時30分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。今局長からお話がありました様に、新しい体制でこれから一年間行きます。我々委員は特に変わっておりませんので、健康に気を付けて一年間頑張りましょう。コロナの影響ですが、この頃は返って悪くなる状況が続いておまして、3回目の非常事態とか始まったようですので、我々年寄りには予防接種の予約が始まったようですけれど、大変な事態になっているのかなと思います。畑も作付時期に入ってますが、健康でコロナに負けないように頑張っていきたいと思います。

ただ今より第10回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、10番 栗原委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、8番 比留川晴雄委員、9番 鈴木委員のご両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（高田主査）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております3月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。5月17日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第2班の委員が出席される予定でございます。18日 第11回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。19日 理事会（常設審議委員会）、横浜市内におきまして、会長が出席される予定でございます。25日 第11回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。同日 農地パトロール、市内一円におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 1,933㎡、法第5条許可申請2件 3,264.91㎡、買受適格証明5件 130㎡、農用地利用集積計画決定5件 7,515㎡、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 2,149㎡、法第5条届出4件 1,614.59㎡、合計18件 16,606.50㎡でございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、

後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号5番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号5番でございます。申請地は[REDACTED]、地目畑、地積1,933㎡、持分1,933分の1,602でございます。申請地は譲受人が持分1,933分の331を有しておりましたが、他の2名の共有者は遠方のため管理が行えないため、持分を移転し、譲受人がすべての持分を取得したいとの申請があったものでございます。権利の種類は、所有権持分の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、自作の畑11,583㎡を耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である20アールを超えます。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、トラクター、防除機2台等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）本件について4月19日、第1班私のほか森山委員、比留川委員、細谷委員、志澤推進委員、並びに事務局3名で現地調査をいたしました。なお、本日の審議案件につきましては全て同日、同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告いたします。今回の許可申請地は、[REDACTED]の畑1933㎡です。現地は耕運状態で適正に管理されておりました。今回の許可申請事案につきまして、第1班といたしましては許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。この場所は相続で兄妹で名義を変更した

訳ですが、今回一人にすると申請がありました。きれいに耕運されていまして、特に問題は
ありません。以上でございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規
定による許可申請事案、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請
のとおり許可されました。

次に、議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号1番についてを議
題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(高田主査) 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第13号、農地
法第5条の規定による許可申請事案、整理番号1番でございます。

申請人は記載のとおりです。申請地は■■■■外7筆、地目畑、地積合計1,360.19
㎡でございます。転用目的は資材置場及び道路、転用理由は、事業拡大に伴う資材置場の
確保及び資材置場への通行用道路整備のためとのことでございます。場所につきましては、
7ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してござ
います資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じ
ます。この転用に伴います工事の概要は、資材置場として転用いたします■■■■は主に転
圧及び砂利敷き施工、道路の拡幅のため転用いたします■■■■外6筆はアスファルト施工
で、工期は令和3年6月1日から8月31日まででございます。周辺への防除対策としまし
ては、資材置場として転用いたします■■■■は周囲を波板鋼板で仕切り、土砂等の流出を
防止し、雨水は敷地内にて浸透処理いたします。道路の拡幅のため転用いたします■■■■
外6筆は側溝を埋設し、農地への雨水流出を防止いたします。また、工事完了後に転用し
た道路部分を市に寄付する旨、及び現在の市道についての自費工事につきまして、道路管
理者と協議済みでございます。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神
奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農
地であります。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

ただいている第1班の代表の委員より報告を願います。3番 笠間委員

○3番(笠間 保一君)許可申請地は[]ほか7筆合計1390.19㎡です。現地を確認しましたところ、資料の土地利用計画図の記載の通り、雨水に対する防除対策が講じられておれば近隣農地の影響は無いものと考えられます。また、許可申請地は事務局の説明のとおり市道に接し、第2種農地に該当し転用可能な農地であります。これらのことから、第1班として転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

○議長(古塩 貞夫君)参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[]外7筆、地積合計1,360.19平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

参考人([]君)[]と申します。よろしくお願いたします。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由については、弊社は申請地近辺で工事の受注が増えていまして、7箇所位の現場があり、今、[]から通っていまして、その場所からだとも1時間20分位現場までかかってしまい、申請地だと全部を30分以内で回れると言うことで、非常に便利であって作業効率が大変よくなるので、この場所を選ばせていただきました。道路を6mに拡幅する整備については市役所に寄付します。

2 土地利用計画及び施設概要については、995㎡の土地を全体的に一部切り盛りして平らにして、整備をして砂利を敷いて資材置き場とします。置く資材は足場材、パイプ、工事で

使う型枠、砂利砂等を置きます。

3 転用計画と周辺への防除対策等については、資材置場は砂利敷のうえ、飛散防止のため転圧整地をし、周辺農地に被害が無いように外周にフェンスを設置します。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策については、許可後着工してから工期は3ヶ月位かかります。重機搬入時と道路拡幅工事中は安全対策として、誘導員を配置します。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、今回隣接耕作者は道路拡幅で協力していただいている方なので、十分理解していただいております。地区の農業委員さんにも説明に伺いました。

6 施設の管理計画について、弊社の事務所と離れているので管理等のため、外周フェンスの設置し出入口は施錠が出来るようにジャバラゲートを設置し、部外者が立ち入らないようにしたいと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。先ほど1班の代表の方から説明がありましたが、現地は雑草が生い茂っていますが、明らかに農地と認められます。所有者も高齢で今後農業を続けられない事と、転用もこの辺ではやむを得ないかなというのが私の意見です。特に問題となるものはございませんでした。以上でございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規

定による許可申請事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号2番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(高田主査)総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号2番でございます。

申請人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]の一部、地目畑、地積1,904.72㎡でございます。転用目的は資材置場、転用理由は、事業拡大に伴う資材置場確保のためとでございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料2に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工で、工期は令和3年6月15日から令和3年7月31日まででございます。周辺への防除対策としましては、周囲を鋼板で仕切り、土砂等の流出を防止し、雨水は敷地内にて浸透処理いたします。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。3番 笠間委員

○3番(笠間 保一君)許可申請地[REDACTED]、1,904.72㎡です。現地を確認しましたところ、資料の土地利用計画図の記載のとおり土砂及び雨水流失に対する防除対策が講じられておれば、近隣農地の営農に影響がないものと考えられます。また、許可申請地は事務局の説明にありましたとおり、市道に接し第2種農地に該当し転用可能な農地であります。これらのことから第1班としては、転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

○議長(古塩 貞夫君)参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、

参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]の一部、地積1,904.72平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]君）[REDACTED]と申します。よろしく
お願いいたします。

転用を行う理由と、この地を選定した理由については、[REDACTED]として今後の受注予定を考える上で、業務拡大による新規の資材敷地として、藤沢市、神奈川県東部、県央地区で資材の保管や現場への移動を考え、幹線道路に近く圏央道、東名高速道路等にアクセスの良い位置を考えていました。エリア内に1,000㎡から2,000㎡程度の敷地を確保する必要がございました。この土地を選定した理由は、市街化区域も探しましたが、所有者と折り合いがつかず、複数あった調整区域の中でもいろいろ検討しましたが、やはり面積の問題などで所有者と折り合いがつかず断念せざるを得なく、所有者も合意してくれた本申請地以外に適地が見つかりませんでした。

2 土地利用計画及び施設概要については、この敷地の周囲が、東側が官地、墓地、南側が官地と山林、西側が道路と畑、北側が道路となっており、本敷地を切り盛り無く、整地だけとして東側、南側、西側、北側の一部を官地及び農地との境界に山留の鋼板を設置して、土砂の流失を防ぎ進入路及び敷地内は砂利敷として、雨水については敷地内浸透処理とさせていただきます。敷地内は単管置場を中心にスペースを設け運搬用のダンプ、トラック、足場材、その他砕石砂等のストックするスペースを設けさせていただきます。

3 転用計画と周辺への防除対策等については、敷地内に単管置場を中心にスペースを設けて、いろいろ資材を置くようにさせていただきます。周辺の農地には被害が及ばないように十分配慮して、苦情があった場合は転用事業者が対応させていただきます。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策については、6月15日を目途に準備期間を5日間、整地で10日間、山留の鋼板設置等に10日間、砕石敷転圧を15日間予定しておりますが、前面の道路の工事と重複する可能性があるため、予備日を5日間設け6月の15日から7月の末を工事期間として予定しております。工事期間中の安全対策については、周辺の耕作地の作業に支障をきたさない様に十分注意し、現場責任者を常駐させる等、不測の事態にすぐ対応出来るように関係者の連絡網等、管理を徹底させていただきます。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、隣接耕作者と周辺地域の方々は譲渡人を含め皆関係者であって、十分理解をしていただいています。

6 施設の管理計画については、盗難を防止するための対策を考慮しながら、周辺の農地に被害が及ばない様に十分配慮して耕作地の作業に支障をきたさない様に注意します。苦情等あった場合は、転用事業者が対応させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。先ほど第1班の代表の方から説明がありました。現地は雑草が生い茂っていますが、明らかに農地と認められます。所有者も高齢で今後農業を続けられない事と、転用もこの辺ではやむを得ないかなというのが私の意見です。特に問題となるものはございませんでした。以上でございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）この事案の地積、登記簿で1,762 m²、実測で2,059.55 m²、実際に譲渡するのが1904.72 m²ですね。前の議案の整理番号1番 [REDACTED] の1,761 m²の内154.81

㎡になっていますが、この辺の関係はどういう形になっているかご説明いただけますか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（高田主査）ただ今ご指摘のありました事項ですが、転用の申請のルールということになります。面積につきましては、一筆全部の申請の場合は登記面積が原則になります。一筆の内一部の申請につきましては実測面積の申請が原則でございます。本件につきましては、整理番号1番・2番共に、実測面積での申請になりますが、整理番号2番につきましては、実測面積が登記簿面積を超えておりますため、実際の面積は登記簿面積より大分縄伸びしていることをご報告する意味合いで、実測面積を記載させていただいております。以上です。

○11番（橘川 利一君）片方は登記簿面積、片方は実測面積、同じ地番の所で意味合いが分からない。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（高田主査）申請面積としては、整理番号1番の■■■■■については154.81㎡が申請面積です。こちらは議案のご説明の内容として1,761㎡を登記簿面積として記載しています。申請番号2番につきましては、申請面積は1,904.72㎡です。こちらは登記簿面積は先ほどご説明しました通り、縄伸びしてしまっている状況をご説明するために実測、登記簿面積をそれぞれ記載させていただいておりますが、あくまで申請の書類上はそれぞれ154.81㎡、1,904.72㎡という形での申請になっている状況でございます。

○11番（橘川 利一君）前の議案と両方足して2059.55㎡が合計面積になる訳なんです。同じ時の議案なんだから、前の議案も2059.55㎡と表現したほうが分かりやすいのかなと思います。同じ時点の議案だからそういう整理をして貰った方が良いかなという感じです。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○次長（早川次長）担当者が言っていた通り面積については、基本登記簿面積ということですが、この面積に著しい差がある場合は実測で提出しなさいということがございます。委員のご質問の中で、同じ地番で公簿と実測それぞれ差があるのはよろしくないということですが、事務局でも認識がございまして、整理番号1番につきましてはそれぞれ土地の一部という表現でございまして、■■■■■だけ実測ということになりますと、他の申請地との兼ね合いもございまして、許可権者であります県の県央センターにも相談しながらこのような形で提出させていただいたところでございます。

○議長（古塩 貞夫君）橘川委員よろしいですか。

○11 番（橘川 利一君）事務的にそういう整理であれば結構です。

○議長（古塩 貞夫君）高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）合計の面積が実測から面積が足りなくなるのかな。誰でもない土地が例え少しでも出てくる可能性があるんだけど。公簿自体が登記簿上の面積が少ないんで、実測図ったら2,059.55㎡で、その内の1,904.72㎡を2番の方が、その前に154.81㎡を1番の方が取っていると、実測の中では空いている場所が出来ちゃうと思うんですが、その辺の絡みをお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○次長（早川次長）委員のご指摘の通りでございまして、許可下りて、県の追跡調査が下りた場合につきまして、整理番号1番の申請によりまして、道路部分を分筆いたします。その後市に所有権移転の予定になっておりますが、その分筆の時点で当該地を含め、地積の公正をしまして登記の実測の数値に合わせた形での合致をさせていただきます。現在の公簿と分筆後の公簿の面積が合ってくるところで、整理をさせていただく事になっていきます。

○議長（古塩 貞夫君）11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）整理番号2番の実測は登記簿面積にして、1,761㎡から154.81㎡を引いての申請では駄目なんですか。登記するときに全部やればいいでね。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（高田主査）申請の手続きのお話になりますが、筆の一部での申請する場合は、必ず測量図を付けていただいております、測量図の中で転用する面積を割り出して申請することになります。委員さんがおっしゃられた様な手続きの方法は、一つの手続きの提案としてはもっともなご意見と思われるのですが、転用申請上の手続きとしては出来ないと言うことです。以上です。

議長（古塩 貞夫君）いかがですか。 11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）今回了解しますけれど、同一議案に同じ地番で申請の仕方が違うのは疑問なので、良く勉強しておいてください。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第14号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号28番・整理番号29番は申請人であります使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(高田主査)総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号28番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積494㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成21年、通算5回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

次に、総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号29番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。借人は整理番号28番と同一人でございます。申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積494㎡でございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号28番と同様でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の17,370㎡は、自作の畑12,719㎡、利用集積による畑4,651㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。本件申請地の東側隣地を約14a利用集積で借り受け、また西側隣地を約38a所有しており、一帯で耕作されております。農機具は、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

ただいている第1班の代表の委員より報告を願います。3番 笠間委員

○3番(笠間 保一君) 現地の状況は耕運状態で、適正に管理されていました。使用借人は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第1班としましては利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区(志澤 輝彦君) 本日の議案は4月19日、1班の現地調査に同行させていただきましたので報告します。現地の[REDACTED]、[REDACTED]はきれいな耕運状態で適正に管理されていました。使用借人におかれましては、園芸協会に加入され熱心に農業に従事され、施設をメインに露地野菜もやられていると言うことで、推進委員の意見としましては、農用地利用集積の計画決定は妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号28番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号29番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号30番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(高田主査) 総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号30番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載の

とおります。使用借人の耕作面積は11,512㎡、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積991㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜・植木、設定初年は平成3年、通算11回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の11,512㎡は、自作の畑10,521㎡、利用集積による畑991㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、トラクター2台等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）現地の状況は約半分が耕運状態で、残りの半分に植木が植えられており、適正に管理されておりました。使用借人は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に管理されていると認められましたので、第1班として利用集積の継続に問題ないと判断しました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）申請地XXXXXXXXXXを確認したところ、耕運状態で一部植木が植えられておりました。適正に管理されておりました。使用借人におかれましては、造園業を営んでおり、また、農業も積極的に営んでおられます。推進委員の意見としましては、農用地利用集積の計画決定は妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区(志澤 輝彦君)申請地■■■■■、■■■■■を確認したところ、きれいな耕運状態で問題ないと判断いたしました。推進委員といたしましては、農用地利用集積の計画決定は妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号31番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

(■■番 ■■委員 入室、着席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、退席されていましたが、■■番 ■■委員が着席されました。現在の委員数は、13名です。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号32番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(高田主査)総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号32番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は39,253.30㎡、申請地は、■■■■■外6筆、地目畑、地積合計4,609㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成15年で、通算7回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。使用貸人は100日農業従事をしておりますが、所有する農地の8割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の39,253.30㎡は、自作の畑24,307.30㎡、利用集積による畑14,946㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機2台、トラクター3台、防除機3台等を保有しております。農業従事者は、本人及

び子夫婦の計3名、従事日数は300日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）現地の状況は耕運状態で、適正に管理されておりました。使用借人は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第1班として利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）申請地、XXXXXXXXXXほか6筆4,609㎡を確認したところ、きれいな耕運状態で適正に管理されておりました。使用借人におかれましては、親子で農業をやられていて、いわゆる篤農家の方で、園芸協会に加入し出荷をメインに熱心に行われております。推進委員といたしまして、農用地利用集積計画決定は妥当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号32番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第15号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号6番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号6番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地はXXXXXXXXXX外5筆、地目畑、地積合計2,149㎡でございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地

に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年4月25日から令和3年4月27日まででございます。相続開始年月日は、平成23年8月21日で、今回が3回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございます、平成4年11月13日付で生産緑地に指定されてございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。申請人は、耕運機、防除機等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は200日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）申請地は[REDACTED]ほか5筆2,149㎡です。[REDACTED]は玉葱、ジャガイモ等多品目の野菜が作付けされております。[REDACTED]には、エシャレット、絹さや等の野菜が、栗、梅、ミカン等の果樹が植えられております。申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第1班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件の地域の担当委員は10番栗原委員でございます。本日は所用のため欠席されておりますが、事前に書面にて補足する事項等の報告をいただいておりますので、事務局より代読願います。

○事務局（高田主査）それでは代読させていただきます。本件につきまして地元委員として報告いたします。私も現地を確認しましたが、農地としてしっかり管理されておりました。また、申請人とは頻りに面談の機会がありますが日ごろから熱心に農業に取り組んでおり継続的に農業経営を行っていく旨話されています。地元委員としましては、申請者の継続的な農業継続意思も確認できておりますので、引き続き農業経営を行っている旨の証明発行に問題は無いと判断いたします。皆様のご審議を宜しくお願いたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第4号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（岩見事務局長）報告第4号、専決処分等についてご報告させていただきます。それでは、議案書の22ページをご覧ください。専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が4件ありましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分等をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。内容につきましては、のちほど次長から説明いたします。

次に23、24ページをご覧ください。2の「農地法第5条第1項 目的の買受適格証明願」でございます。本件につきまして、5件の証明願いがありましたので、法第5条の規定に準じて審査いたしまして、適格であると判断し、証明書を交付いたしましたのでご報告いたします。なお、詳細につきましては、次長から説明させていただきますので、よろしく願います。

○次長（早川次長）恐れ入りますが、議案書の22ページをご覧ください。1の「転用届出に係る事務処理」農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号7番から10番の4件でございます。転用の内容は、すべて住宅敷地で、地積合計1,614.59㎡でございます。専決処分付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に23、24ページをご覧ください。2の「農地法第5条第1項 目的の買受適格証明願」でございます。整理番号3番から7番の5件で、申請人、届出地及び地積は、記載のとおりでございます。届出地は、すべて市街化区域でありまして、内容は工場敷地、地積合計130㎡でございます。申請人から提出されました証明願いの内容を、市街化区域内にある農地を転用目的で取得する場合の法第5条第1項第7号の規定に準じて受理いたしまして、証明書を交付したものであります。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長、次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第4号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。こ

れをもちまして、第10回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

10時42分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩貞夫



綾瀬市農業委員会委員

比留川晴雄



綾瀬市農業委員会委員

鈴木洋一

